



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース

2017/2/27

NO.211 村上市九日市129-1

村上民主商工会

☎66-8110 FAX66-8126

確定申告相談会のお知らせ

※事前に、電話やファックスで予約や確認をお願いします。
 ご希望の日時に、既に予約が入っている場合があります。
 早めに予約をしてください。

3月に入ると、混み合いますので、早めに相談に来てください。

2月23日(木)	午前10時30分～
2月27日(月)	午後1時30分～
2月28日(火)	午後1時30分～
3月 1日(水)	午前10時30分～
3月 2日(木)	午前10時30分～
3月 3日(金)	午後2時00分～
3月 5日(日)	午後2時00分～



村上税務署は、『確定申告書にマイナンバーが書かれてなくても受け取り、不利益はない』としています。
確定申告書にマイナンバーを記入する必要はありません！

持参するもの

- ・売上、経費がわかる資料
- ・自主計算ノート
- ・申告書（税務署発送）
- ・国民健康保険税の納付額通知書
- ・国民年金保険料の控除証明書
- ・生命保険、地震保険の控除証明書
- ・昨年の申告書控え
- ・印鑑、筆記用具、計算機など

家族の中に所得のある人が複数いたら、扶養控除や医療費控除をだれにつけるか、家族単位で検討しましょう。源泉徴収票の持参を。

集団申告日 日時**3月14日(火)午前10時から**会場**クイート村上**

なんでも相談会

日時 **3月1日(水)午後4時から**
 会場 **村上民商事務所**

マイナンバー

書類への記載を求められている。
 番号がないと手続きできない。

高すぎる国保税

滞納がある。差し押さえ予告がきた。
 国保税を減免したい。保険証がない。

消費税

払いきれない消費税。分割納付にしたい。
 納税猶予の申請をしたい。

経営・資金繰り

労働保険・社会保険
 開業したい。社会保険の支払が大変。
 従業員を雇いたい。元請から一人親方の
 労災加入を求められている。

※相談希望者は、事前に連絡をお願いします。

皆さんのまわりに困っている方がおりましたら、民商を紹介してください。

確定申告に必要な書類は、大切に保管をしておいてください。

- ◆給与所得者は源泉徴収票
- ◆公的年金の源泉徴収票
- ◆生命保険の一時金や損害保険の所得などがある場合、その内容が分かる書類
- ◆国民年金保険料の控除証明書を紛失した場合には年金事務所でも再発行してもらい、直接本人が行けない時は、郵送を依頼しましょう。

新発田年金事務所

電話 0254-2312128

4月の無料法律相談

日時 **4月11日(火)午後1時30分から**

弁護士 **新潟中央法律事務所 足立定夫弁護士**

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。

・無料法律相談は偶数月の開催です。(3月はお休みです)
 ・緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。